

平成27年度  
森林及び林業の動向

平成28年度  
森林及び林業施策

概要

この文書は、森林・林業基本法（昭和39年法律第161号）第10条第1項の規定に基づく平成27年度の森林及び林業の動向並びに講じた施策並びに同条第2項の規定に基づく平成28年度において講じようとする森林及び林業施策について報告を行うものである。

## 平成27年度 森林及び林業の動向

### トピックス

- 1 木材自給率が30%台まで回復 ..... 1
- 2 東京オリンピック・パラリンピック競技大会における木材利用 ..... 1
- 3 ミラノ国際博覧会で木材利用の魅力を発信 ..... 2
- 4 COP21で採択された「パリ協定」において森林の重要性を認識 ..... 2
- 5 国有林の保護林制度が創設から100年 ..... 2

### 第Ⅰ章 国産材の安定供給体制の構築に向けて

- 1 森林資源の充実と国産材需給の現況 ..... 3
- 2 国産材の安定供給体制の構築の意義と考え方 ..... 4
- 3 安定供給体制の構築に向けた取組の現状と今後の課題 ..... 5

### 第Ⅱ章 森林の整備・保全

- 1 森林の現状と森林の整備・保全の基本方針 ..... 9
- 2 森林整備の動向 ..... 9
- 3 森林保全の動向 ..... 10
- 4 国際的な取組の推進 ..... 11

### 第Ⅲ章 林業と山村

- 1 林業の動向 ..... 13
- 2 特用林産物の動向 ..... 14
- 3 山村の動向 ..... 15

### 第Ⅳ章 木材産業と木材利用

- 1 木材需給の動向 ..... 16
- 2 木材産業の動向 ..... 17
- 3 木材利用の動向 ..... 18

### 第Ⅴ章 国有林野の管理経営

- 1 国有林野の役割 ..... 20
- 2 国有林野事業の具体的取組 ..... 20

### 第Ⅵ章 東日本大震災からの復興

- 1 復興に向けた森林・林業・木材産業の取組 ..... 22
- 2 原子力災害からの復興 ..... 23

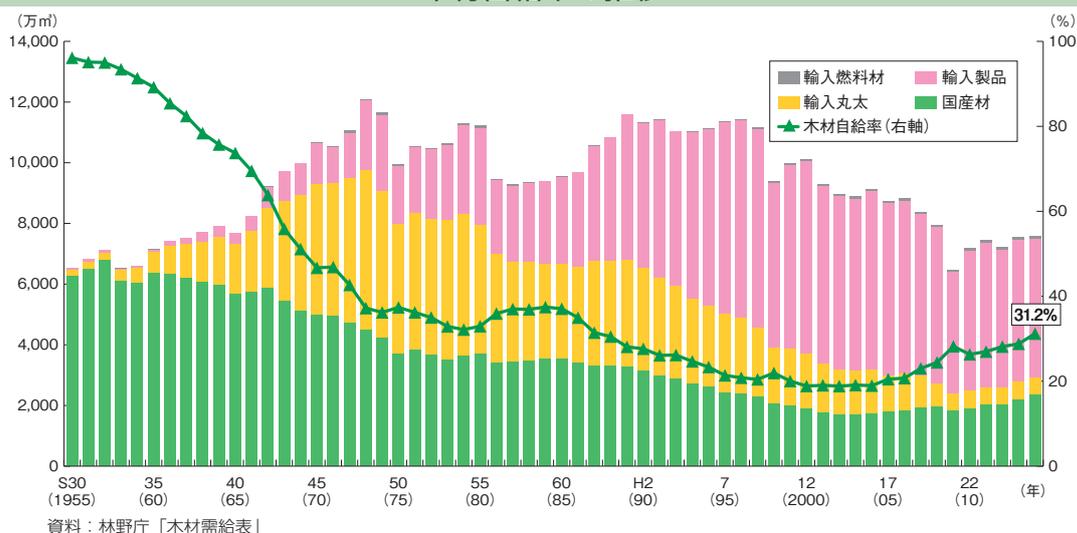
## 平成28年度 森林及び林業施策 ..... 25

注：本報告に掲載した我が国の地図は、必ずしも、我が国の領土を包括的に示すものではない。

## トピックス 1. 木材自給率が30%台まで回復

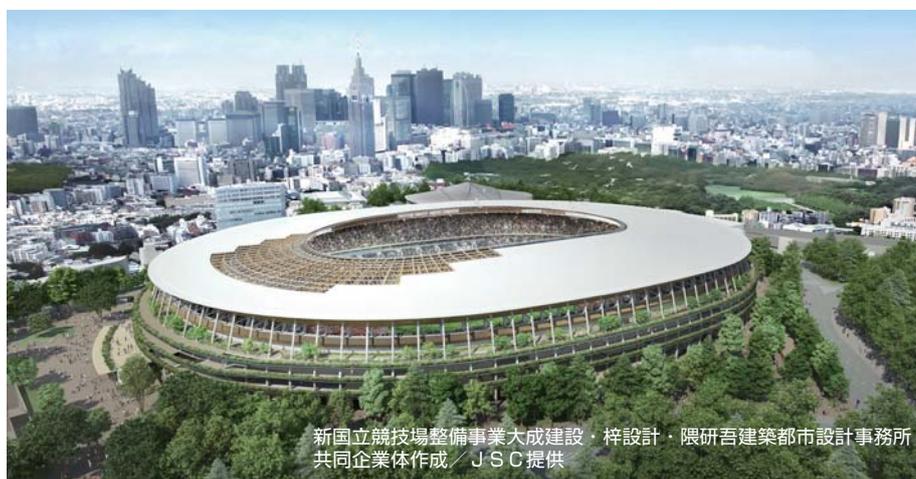
- 平成26(2014)年の木材自給率は31.2%となり、26年ぶりに30%台に回復。
- 平成14(2002)年には、木材自給率は18.8%と最も低い数字となったが、近年、人工林の森林資源の充実、合板原料としての国産材利用の増加等を背景に、国内生産量が増加傾向。これに伴い、木材自給率も上昇傾向。
- 木質バイオマス発電施設における木材利用量が増加。木質バイオマスのエネルギー利用は、地球温暖化防止や山村地域の経済の活性化にも寄与。

木材自給率の推移



## トピックス 2. 東京オリンピック・パラリンピック競技大会における木材利用

- 平成32(2020)年に「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会」が開催。関連施設に木材を利用することで、木の文化の伝統を保つ日本の技術力を実感する機会の提供や木材利用への理解の醸成が期待。
- 国、東京都、組織委員会で構成する「木材利用に関するワーキングチーム」を通じ、施設等への木材利用の促進に取り組み。
- 主要施設となる新国立競技場は、平成27(2015)年8月に整備計画が決定。スギ・カラマツといった木材と鉄のハイブリッド屋根構造を採用し、内装等においてCLT(直交集成板)を活用する見込み。



新国立競技場のイメージ図

### トピックス 3. ミラノ国際博覧会で木材利用の魅力を発信

- 平成27(2015)年に「地球に食料を、生命にエネルギーを」をテーマに「2015年ミラノ国際博覧会」が開催。日本館には、木材のめり込み作用を解析、応用し、国産カラマツ集成材を使用した外壁を設置。また、日本館の貴賓室の内装には、国産スギのツキ板を使用。
- 林産物輸出を促進していく上で、我が国の伝統や木材の魅力を世界に発信していく必要。ミラノ国際博覧会は、こうした取組を進める上で、大変貴重な機会。



国産カラマツ集成材を活用した日本館の外壁



国産スギのツキ板を活用した日本館の貴賓室

### トピックス 4. COP21で採択された「パリ協定」において森林の重要性を認識

- 平成27(2015)年にパリで開催されたCOP21において、2020年以降の国際的な温暖化対策の法的枠組みである「パリ協定」が採択。この協定は、全ての締約国が参加する枠組み。
- パリ協定において、各締約国は森林を含む温室効果ガスの吸収源・貯蔵庫の働きを適切に保全・強化するべきこと等が記載。
- COP21に先立ち、我が国は約束草案を提出。この中で、2030年度の削減目標を2013年度比26%減とし、このうち森林吸収源対策で2.0%相当の吸収量確保を目標。

### トピックス 5. 国有林の保護林制度が創設から100年

- 大正4(1915)年に国有林の保護林制度が創設され、平成27(2015)年で100年。生物多様性の核となる貴重な国有林を「保護林」に設定し、厳格に保護・管理。
- 保護林は、世界自然遺産やユネスコエコパークの保護担保措置。林業と自然保護が共存した森林経営のモデルの提示やゾーニングの考え方の国民への定着に貢献等の成果。
- 学術的な知見の蓄積等を踏まえ、平成27(2015)年9月に保護林制度を改正。区分を再編し「復元」等の新たな考え方を導入するとともに、簡素で効率的な体制を構築。



パリ協定が採択されたときの様子(COP21)



世界自然遺産に登録されている白神山地の保護林

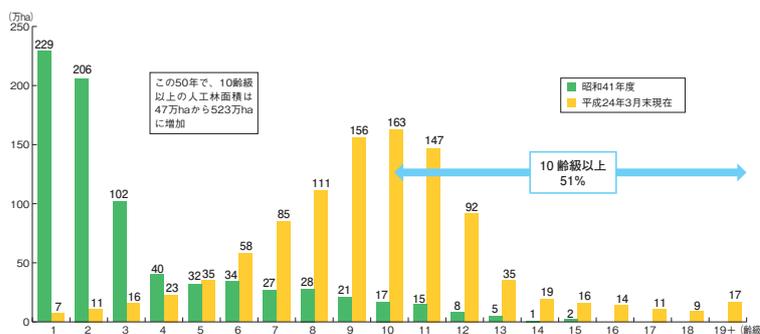
# 第 I 章 国産材の安定供給体制の構築に向けて

## 1. 森林資源の充実と国産材需給の現況

### (1) 森林資源の充実と「林業の成長産業化」

- 我が国の森林資源は、戦後造成された人工林を中心に充実。現在は、資源の利用期に本格的に移行し、十分な供給余力。
- 充実してきた森林資源については、「植える→育てる→使う→植える」というサイクルの中で循環利用することによって森林の多面的機能が発揮。
- 一方で、我が国の林業は、採算性の悪化等により生産活動が低迷。小規模零細な森林所有構造の下、施業集約化や路網整備、効率的な作業システムの導入の立ち後れ等により、生産性が低い状況。
- 林業従事者等が居住する山村地域は、過疎化等により依然として厳しい状況。山村の振興を図っていく上でも、豊富な森林資源の利活用を進め、国産材の安定供給を図り、林業の成長産業化を実現することが重要な課題。

### 人工林の齢級構成の変化

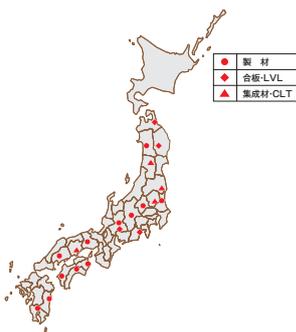


資料：林野庁「森林資源の現況」（平成24年3月31日現在）、林野庁「日本の森林資源」（昭和43年4月）

### (2) 国産材需給の現況

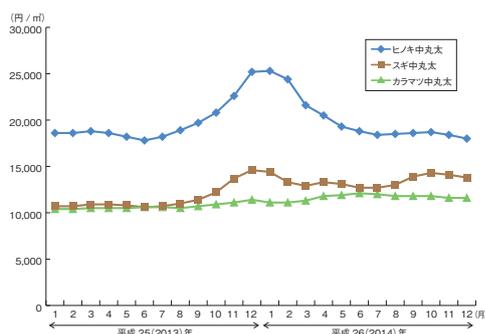
- 国産材の需要構造は変化。生活様式の変化等に伴い、構造用の<sup>やくもの</sup>役物需要は減少し<sup>なみさい</sup>並材の需要が増加。また、品質・性能が安定する乾燥材や集成材がニーズの中心。
- 合板製造業において、技術の改良等を背景に、国産材利用量が増加。
- 国内の豊富な人工林資源の利用を見越して、内陸部に大型工場を建設する動きが活発化。また、再生可能エネルギーの固定価格買取制度により、木質バイオマス等のチップ用材需要も増加。
- 一方、国産材の流通は依然として小規模・分散的で、需要に応じた流通ができていない状況。いわゆる「駆け込み需要」時には、スギやヒノキの素材価格が急騰。

### 近年の主な大型工場の設置状況



資料：林野庁木材産業課調べ。

### 国産材の素材価格の推移 (平成25(2013)年から平成26(2014)年)



資料：農林水産省「木材需給報告書」、「木材価格」

## 2. 国産材の安定供給体制の構築の意義と考え方

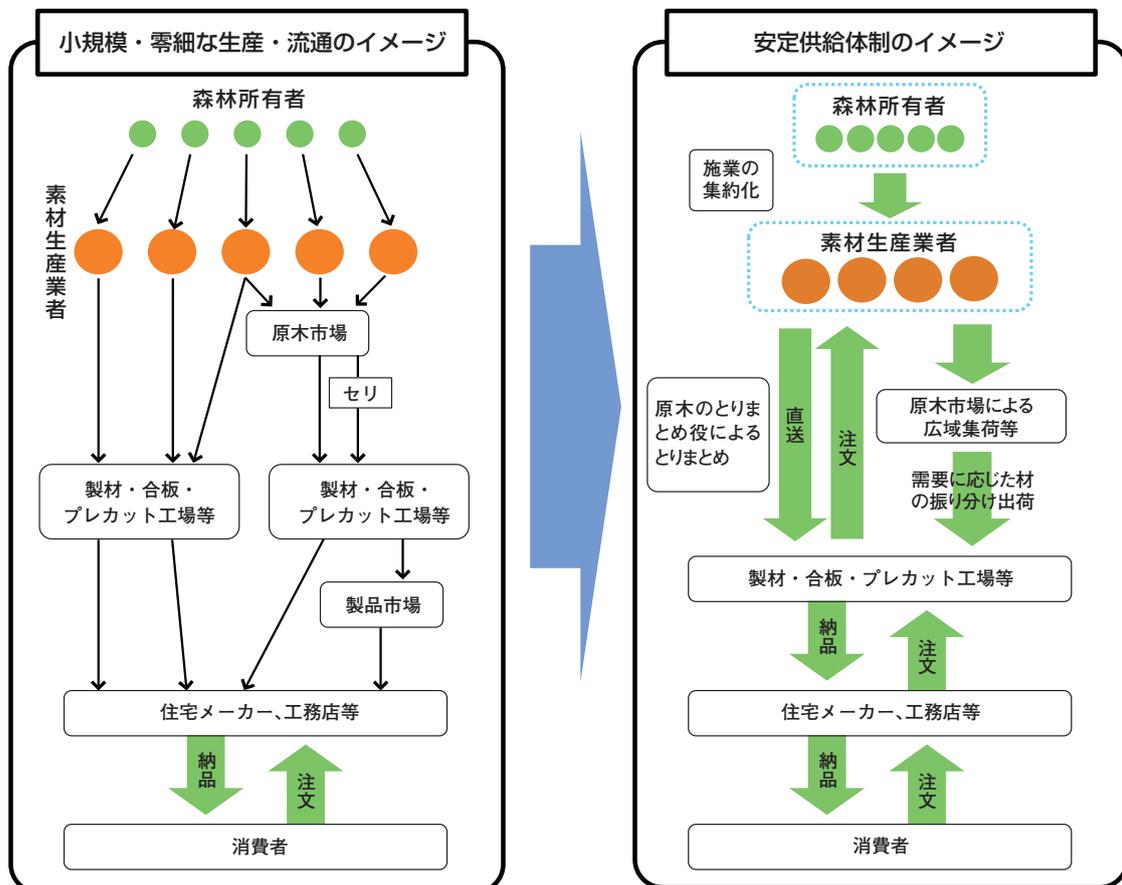
### (1) 国産材安定供給体制の構築の意義

- 国産材の安定的な供給体制の構築は、
  - ・需要側の工場等にとっては、原木を、まとまった数量、必要な品質、一定の納期に調達することに寄与。また、計画的な稼働や原料調達コストの縮減等に寄与。
  - ・供給側の森林所有者・素材生産業者にとっては、安定的な販売先が確保でき、経営の安定化等に寄与。
  - ・工務店・住宅メーカー等にとっては、一定の期間内に一定のコストでの材料調達に寄与。

### (2) 国産材の安定供給の考え方

- 国産材の総需要量は、景気動向等により変動することから、需要構造の変化に柔軟に対応できる供給体制を構築することが必要。用途別の需要に応じて必要な数量の原木をとりまとめて、持続的に供給していく必要。
- そのためには、原木を供給する能力を拡大するとともに、関係者の間で木材に関する需給情報を積極的に共有する取組が不可欠。
- 国産材の安定供給体制の構築は、原木価格の乱高下を一定程度緩和することにも、結果として貢献。
- また、我が国の人口動態を踏まえれば住宅用製材の需要の増加は見込みにくいいため、住宅用やそれ以外の用途において木材需要を拡大していくことが必要。

#### 国産材の安定供給体制の構築に向けたイメージ



### 3. 安定供給体制の構築に向けた取組の現状と今後の課題

#### (1) 原木の供給力の増大

##### (ア) 主伐とその後の確実な更新の実施

- 育成段階にある人工林において間伐の適切な実施に引き続き取り組むとともに、利用適期を迎えた人工林において、適切な主伐を進めることが、国産材の安定供給体制を構築する上で重要。主伐を実施した伐採跡地は、植栽による再造林又は天然更新や、その後の保育作業を確実に実施する必要。
- 再造林を確保するためには、造林・保育に要する経費を縮減する必要。林野庁では、伐採から植栽までを一体的に実施する「一貫作業システム」の実証・普及やコンテナ苗の生産の拡大を実施。
- 成長に優れた苗木や花粉症対策苗木の安定供給を図ることが一層重要。また、野生鳥獣による森林への被害対策に取り組む必要。

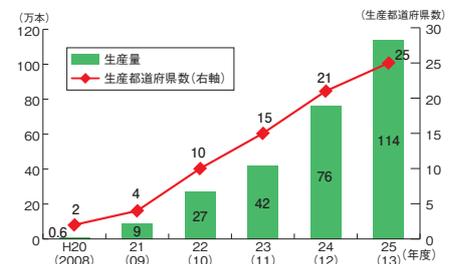
##### 《事例》 寒冷積雪地に適した一貫作業システムの検討

青森県は、関係団体等とともに「青い森低コスト再造林協議会」を設立。寒冷積雪地の地理的・自然的条件に適した伐採・造林一貫作業システムの導入手法を検討。

##### 《事例》 素材生産業者による低コスト造林の取組

宮崎県のNPO法人ひむか維森の会は、伐採搬出ガイドライン等を策定。この中で、皆伐から再造林まで責任を持つことなどを規定。また、「責任ある素材生産事業体認証制度」を開始。

##### コンテナ苗の生産量の推移



資料：林野庁整備課調べ。

##### (イ) 効率的な作業システムの構築

- 素材生産の生産性を向上させることが重要であり、素材生産の各工程に応じて開発されている林業機械を有効に活用することが鍵。
- 急傾斜地における効率的な作業システムに対応した次世代の架線系林業機械の開発・導入や高度な索張り技術等を備えた技術者の育成に取り組む。
- チップ用材の需要増加が見込まれるため、末木枝条等を効率的に収集するための取組が必要。全木集材システム等は、これらを効率的に収集でき、再造林のコスト縮減にも寄与。また、成長速度や木材の強度に優れた早生樹種に対する注目が高まり。

##### (ウ) 原木流通の合理化

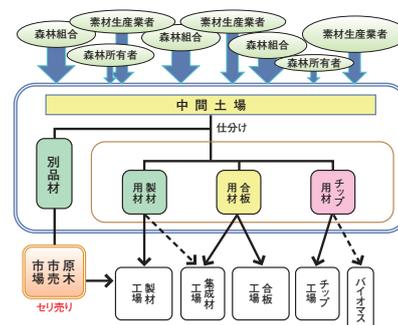
- 素材生産現場から製材工場等への原木の流通を合理化し、原木流通コストを縮減していく取組が重要。中間土場(ストックヤード)の整備や、デジタルカメラ画像を利用した材積測定システムの利用可能性の検証等の取組がみられるところ。

##### 高性能林業機械の保有台数の推移



資料：林野庁「森林・林業統計要覧」、林野庁ホームページ「高性能林業機械の保有状況」

##### 中間土場のイメージ



## (エ) 林業事業体の育成

- 優れた経営力を有する林業事業体の育成が急務。今後は、林業事業体の生産管理等の導入やICT（情報通信技術）の活用を推進していくことが必要。
- 地域の条件に応じた適切な作業システムを選択、運用できる人材の育成も重要。

### 《事例》 ICTを活用した生産管理手法の導入

長野県の北信州森林組合では、境界明確化や森林資源調査で得られたデータのデジタル管理に加え、原木の生産・流通についても、ICTを活用した生産管理手法を導入。

画像情報等を用いて生産現場の用材の数量を把握するとともに、ICTを用いて、出材量や出荷量といった情報をリアルタイムに森林組合内で共有。

作業日報や経費、出来高等の労務管理も、ICTにより効率化。

これらの取組を進めた結果、素材の取引が迅速化。



## (オ) 施業の集約化

- 我が国の私有林の所有規模は零細。このため、隣接する複数の所有者をとりまとめて森林施業を一体的に実施する「施業の集約化」が必要。
- 提案型集約化施業を担う「森林施業プランナー」の育成を推進。
- 平成24(2012)年に、面的なまとまりをもった森林を対象とする森林経営計画制度が導入。それ以降も、現場の状況に応じて運用改善に取り組み。
- 集約化には、森林所有者等の情報整備が不可欠。「森林整備地域活動支援交付金」により、集約化に必要な調査・合意形成等を支援。
- 共有林等の既にまとまった森林の活用や森林組合等や製材工場等による森林保有等の事例もあるところ。
- 民有林と国有林が連携した「森林共同施業団地」の設定を推進。

### 《事例》 認定森林施業プランナーによる集約化の取組



従来よりも円滑に森林所有者の関心や理解、同意を得られるようになっている。

### 《事例》 共有林を活用した施業集約化の推進



## (力)労働力の確保

- 原木の供給力を増大させる上で、素材生産に必要な林業労働力の確保が不可欠。
- これまで「緑の雇用」事業により、技術・技能を有する林業労働者を育成。今後は、通年雇用の推進等による雇用条件の改善が課題。

## (キ)路網の整備

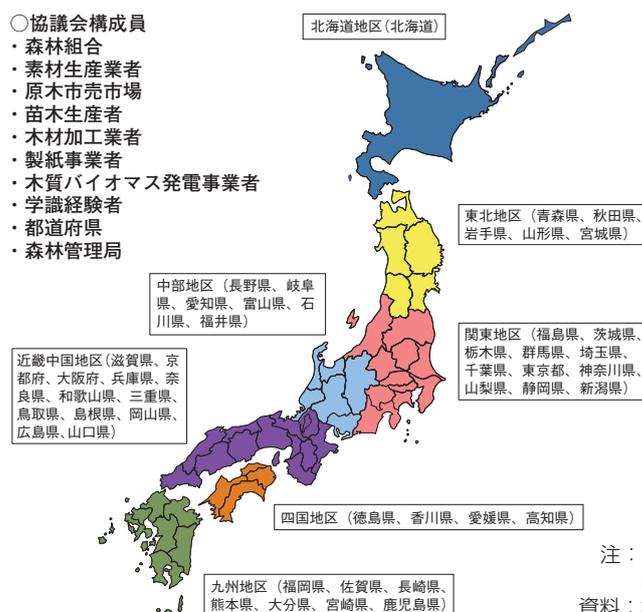
- 路網は、木材を安定的に供給する等のために必要な施業を効率的に実施するためのネットワークであり、最も重要な生産基盤。林道、林業専用道、森林作業道を適切に組み合わせた路網の整備を推進。
- 国産材の安定供給体制を早期に構築する観点からは、引き続き育成林のうち林地生産力が高い林分で重点的に整備していくことが有効。
- また、高度な知識・技能が必要な路網ルート設計・施工等の路網整備を担う人材を育成。

## (2)木材等の需給情報の共有と原木供給のとりまとめ

### (ア)木材等の需給情報の共有

- 大型工場設置の進展に伴い、国産材の流通は広域化し、木材の需給情報の共有が困難になりつつあるところ。国産材の安定供給体制の構築や主伐後の確実な再生林のためには、木材や苗木の需給情報を共有していくことが極めて重要。
- 平成27(2015)年度からは、木材や苗木の需給情報を、民有林と国有林が連携し一元的に共有することを目的に「需給情報連絡協議会」を全国7ブロックで開催。都道府県においても、主伐・間伐別の木材の生産量の一か月ごとの見通しを公表する取組等が進展。

### 「需給情報連絡協議会」の開催状況



### (イ)原木供給のとりまとめ

- 木材の需要の増減に応じて、素材生産の生産量や出荷量を調整する仕組みを構築していく必要。
- 地域の実情に応じ、最も適した主体が、単体若しくは共同で原木をとりまとめる取組が進展。

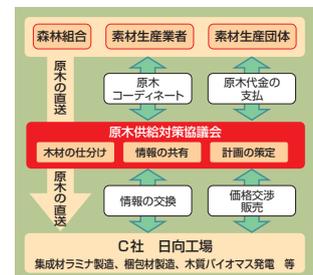
## (ウ) 安定取引等の動き

- 素材生産業者等と木材加工業者等の間で、安定供給のための取引(安定取引)に関する協定を締結する動きが拡大。地域の実情に応じて、林業事業体の組織、大型製材工場等、原木市売市場がとりまとめ役となって安定取引を実施。
- 森林組合系統や素材生産の協同組織が木材流通を担う地域では、こうした林業事業体の組織がとりまとめ役となる安定取引が進展。とりまとめ役の協同組織が個々の事業体に造材方法等の指導を実施する取組も。
- 素材生産業者等の協同組織化が進んでいない地域では、大型の製材工場等がとりまとめ役となる安定取引が進展。こうした大型工場が自ら素材生産を実行する協同組織を設立する取組も。
- 原木市売市場が木材流通の中核的な役割を担う地域では、原木市売市場がとりまとめ役となり、個々の素材生産業者から集荷し、工場に直送する取組が進展。この場合、従来の市場機能を活用し、優良材のセリ売り等も可能。

### 《事例》 原木供給対策協議会の設立を通じた原木安定供給の取組

C社が宮崎県日向市に大型の製材工場を設置し、稼働が開始。年間に50万㎡の原木を安定的に供給できる体制を構築することが急務となっていたところ。

これに対応するため、宮崎県の木材協同組合連合会、森林組合連合会、造林素材生産事業協同組合の3者により、C社向けの原木供給対策協議会が設立。県内の森林組合や素材生産業者に、需給情報の共有や造材の指導を実施。

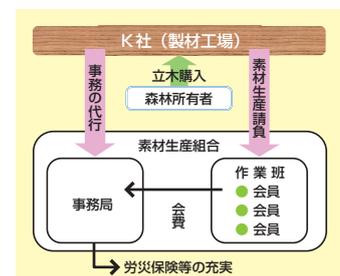


### 《事例》 大型製材工場による国産材確保に向けた取組

福島県東白川郡塙町で大型の製材工場を経営するK社は、原木を安定的に調達するため、素材生産組合を組織化。

K社は、地域の森林所有者から立木を購入し、素材生産をこの組合で実施。また、K社は、小規模森林所有者に営業を行って、施業の集約化にも取り組み。

さらに、その素材生産組合は、労働者災害補償保険や民間保険に加入するなど、労働力の確保や福利厚生の充実にに向けた取組も実施。



### 《事例》 原木市売市場による原木安定取引の取組

佐賀県伊万里市で原木市売市場を経営するI社は、従来業務に加え、近接する工場向けの原木調達の取組を実施。集荷範囲を九州全域に拡大し、年間の原木取扱量は、33万㎡に成長。

また、I社は、自ら立木を買い付けて素材生産を委託して原木を調達する取組や、森林所有者と協定を締結して再生林を代行する取組を実施し、持続的な原木調達を推進。



## (3) 国産材の安定供給体制の構築を目指して

- このように、国産材の安定供給体制を構築する上で、森林所有者や森林組合、国有林、素材生産業者、原木市売市場、製材工場、合板工場、木材チップ工場、木質バイオマス発電施設等の全ての関係者が取組を進展させるとともに、相互の連携を図っていくことが必要。
- 国、地方公共団体はもとより、林業、木材産業を含む関係者が連携し、普及啓発を続けて国民の理解を得て、木材利用の推進や国産材の安定供給体制の構築につなげていくことが必要。

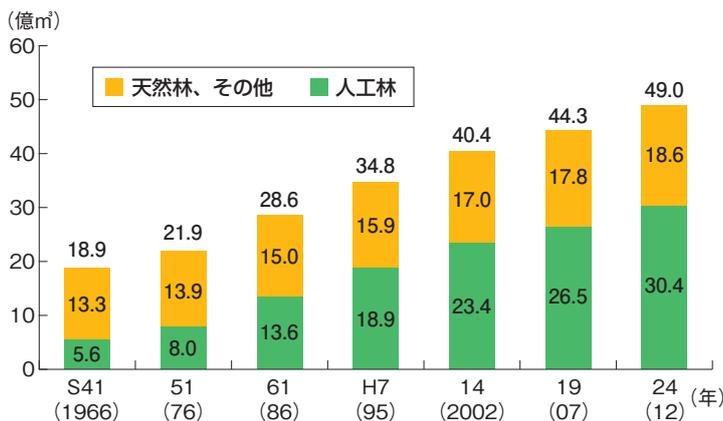
## 第Ⅱ章 森林の整備・保全

### 1. 森林の現状と森林の整備・保全の基本方針

#### (1) 森林の資源と多面的機能

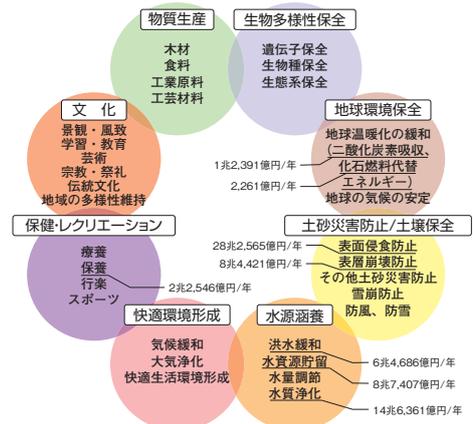
- 我が国の森林面積は約2,500万ha(国土の約3分の2)で、このうち約4割の1千万haが人工林。森林蓄積は年平均約1億m<sup>3</sup>増加し、現在約49億m<sup>3</sup>。
- 森林は、国土保全、水源涵養、地球温暖化防止等の多面的機能を通じて、国民生活・国民経済に貢献。

我が国の森林蓄積の推移



資料：林野庁「森林資源の現況」

森林の有する多面的機能



資料：日本学術会議答申及び同関連付属資料

#### (2) 森林・林業に関する施策の基本方針

- 「森林・林業基本法」に基づき「森林・林業基本計画」(平成23(2011)年7月)、「森林法」に基づき「全国森林計画」(平成25(2013)年10月)・「森林整備保全事業計画」(平成26(2014)年5月)等を策定し、森林の整備・保全等を推進。現行の「森林・林業基本計画」は、平成28(2016)年に変更予定。
- 「日本再興戦略」改訂2015及び「経済財政運営と改革の基本方針2015(骨太の方針)」(平成27(2015)年6月)、「まち・ひと・しごと創生総合戦略(2015改訂版)」(同12月)等では、「農林水産業・地域の活力創造プラン」(平成26(2014)年6月改訂)等に基づく「林業の成長産業化」に向けた施策を着実に実施することを記載。

## 2. 森林整備の動向

### (1) 森林整備の推進状況

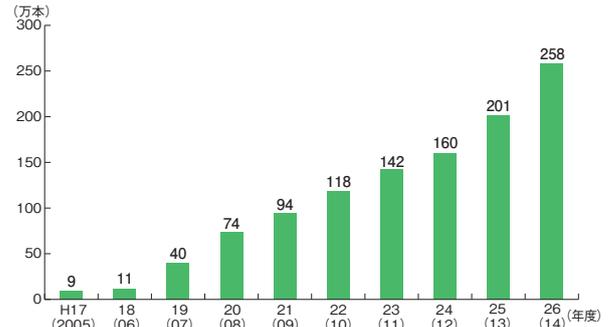
- 資源の適切な利用と間伐・再造林等を着実にを行うとともに、立地条件に応じて複層林化・長伐期化、広葉樹林化等を推進。また、我が国の温室効果ガス削減目標達成に向けた森林吸収量を確保するため、年平均52万haの間伐等を実施する必要。
- 無届伐採に伐採中止・造林命令の発出、所有者不明森林に路網等の設置や間伐ができる制度が整備(平成23(2011)年の森林法改正)。また、外国人等による森林買収の事例について調査(平成26(2014)年は13件、計173ha)。
- 主伐後の再造林に必要な苗木の安定供給が重要。「コンテナ苗」の生産拡大や第二世代精英樹の開発のほか、花粉発生源対策(少花粉スギ等の苗木の供給等)を推進。

### 《事例》 地方公共団体と民間企業連携による コンテナ苗増産の取組

岐阜県では、苗木不足への対応のため、民間事業者が持つ技術を導入してコンテナ苗木の安定供給体制づくりを推進。3年後に少花粉スギなど年間約20万本のコンテナ苗生産が目標。



### スギの花粉症対策苗木の生産量の推移



資料：林野庁整備課調べ。

## (2) 社会全体に広がる森林づくり活動

- 平成27(2015)年5月に「第66回全国植樹祭」(石川県)、同10月に「第39回全国育樹祭」(岐阜県)を開催。
- 近年、NPO(民間非営利組織)や企業等による森林づくり活動が拡大。経済界でも林業再生による地域の活性化への期待が高まり。
- 「緑の募金」で森林整備等の寄附金を募集(平成26(2014)年は約21億円)。
- 35県で森林整備等を目的とする独自の課税制度(平成27(2015)年度は税込見込み約288億円)。

## (3) 研究・技術開発及び普及の推進

- 「森林・林業・木材産業分野の研究・技術開発戦略」(平成24(2012)年9月)を踏まえ、国や森林総研、都道府県等が連携して、政策ニーズに対応した研究・技術開発を実施。
- 平成26(2014)年度から、林業普及指導員資格試験(地域森林総合監理区分)の合格者を「森林総合監理士(フォレストラー)」として登録・公開。平成27(2015)年12月末現在で717名が登録され、市町村の森林・林業行政への支援等に取り組み。

### 《事例》 森林総合監理士による「市町村森林整備計画」の実行管理支援の取組

北海道では、「市町村森林整備計画」の実行管理を行うチームの活動を森林総合監理士が支援。間伐計画箇所とその周辺の林分、路網、地形の現況調査を実施して図示(「見える化」)する取組、現地調査結果を基に「森林の健康診断書」を作成し森林所有者に提示する取組等を実施。施業集約化の必要性等への理解の深まり、「森林経営計画」の認定率上昇等に成果。

## 3. 森林保全の動向

### (1) 保安林等の管理及び保全

- 公益的機能(水源涵養、土砂流出防備等)の発揮が特に要請される森林は「保安林」に指定(平成26(2014)年度末で1,214万ha)。保安林以外の森林も「林地開発許可制度」で適正な利用を確保。

### (2) 治山対策の展開

- 山地災害が発生した場合には、被害状況の調査、災害復旧事業等により迅速に対応。
- 国・都道府県の「治山事業」により、山腹斜面の安定化、荒廃した溪流の復旧等のための施設の設置や森林の整備のほか、海岸防災林の整備等を推進。

## 《事例》 熊本県の豪雨災害における治山施設の効果

平成27(2015)年6月11日の大雨により、熊本県で甚大な被害が発生した中、熊本県五木村入鴨地区では、県が整備した治山ダム群が下流域への土砂流出を抑制し、この地区での被害を軽減。



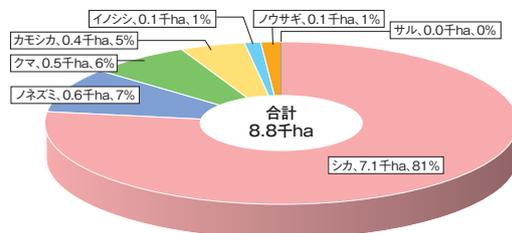
## (3) 森林における生物多様性の保全

- 「生物多様性国家戦略2012-2020」(平成24(2012)年9月閣議決定)を踏まえ、適切な間伐等や多様な森林づくり、原始的な森林生態系の保護・管理等を推進。
- 我が国の世界遺産等における森林の保護・管理を推進。

## (4) 森林被害対策の推進

- 平成26(2014)年度には、全国で約9千haの森林で野生鳥獣被害が発生し、約8割がシカによる被害。深刻化の背景に個体数の増加や分布域の拡大。
- 防護柵の設置等による「被害の防除」、捕獲による「個体数管理」等を推進。新たな捕獲手法等の技術開発の取組も実施。
- 松くい虫被害は、ピーク時の約4分の1(平成26(2014)年度は約56万㎡)であるが、依然として我が国最大の森林病害虫被害。ナラ枯れ被害は、平成22(2010)年度(近年最多)の約8分の1(約4万㎡)。マツノザイセンチュウ抵抗性品種の開発や抵抗性マツの苗木生産に取り組むとともに、薬剤等による「予防対策」や被害木くん蒸等の「駆除対策」等を実施。

### 主要な野生鳥獣による森林被害面積(平成26(2014)年度)



- 注1：国有林及び民有林の合計。  
2：森林及び苗畑の被害。  
3：数値は、森林管理局及び都道府県からの報告に基づき、集計したもの。  
4：計の不一致は四捨五入による。  
資料：林野庁研究指導課調べ。

### ニホンジカ分布域



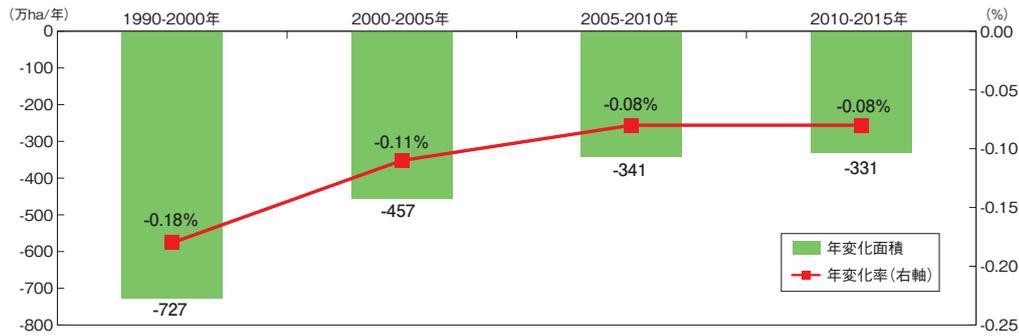
資料：環境省「ニホンジカ全国生息分布メッシュ比較図」

## 4. 国際的な取組の推進

### (1) 持続可能な森林経営の推進

- 2015年の世界の森林面積は40億ha(陸地面積の約31%)で、5年間で年平均331万ha減少。森林の減少傾向は依然として続いているものの、減少率は低下傾向。
- 持続可能な森林経営の国際的な「基準・指標」の取組が進展。我が国は環太平洋諸国による「モントリオール・プロセス」に参加。
- 森林の違法伐採は持続可能な森林経営等を阻害。我が国は違法伐採対策に関する国際的な協力等を実施。
- 森林認証(持続性等の基準により認証された木材等の購入を促す仕組み)には、国際的な「FSC(森林管理協議会)」、我が国独自の「SGEC(一般社団法人緑の循環認証会議)」等による認証が存在。我が国の認証森林の割合は欧米に比べ低位。

## 世界の森林面積の変化(1990-2015年)

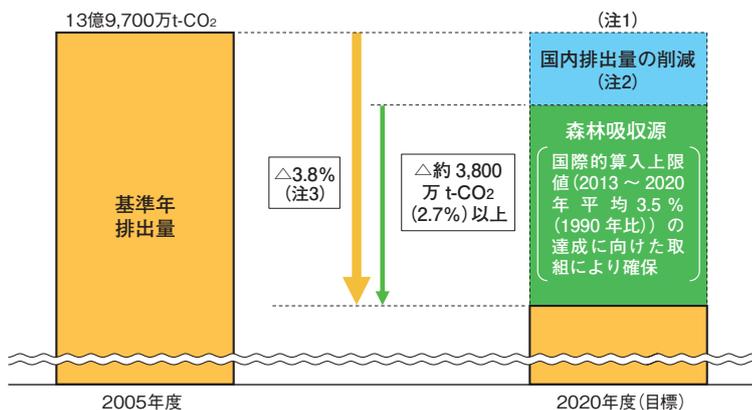


資料：FAO「世界森林資源評価2015」

## (2) 地球温暖化対策と森林

- 地球温暖化対策は「気候変動枠組条約」等の国際的枠組みの下で推進。
- 我が国は、京都議定書第2約束期間(2013～2020年)の目標を設定していないが、2020年度の温室効果ガス削減目標を2005年度比3.8%減とし、森林吸収源対策(年平均52万haの間伐等)で約3,800万CO<sub>2</sub>トン(2.7%)以上の吸収量確保が目標。
- 2020年以降については、2030年度の削減目標を2013年度比26.0%減とし、森林吸収源対策で2.0%(約2,780万CO<sub>2</sub>トン)相当の吸収量確保が目標。2020年以降の気候変動対策について、2015年12月のCOP21で「パリ協定」が採択。
- 森林吸収量を確保するために必要な間伐等の支援については、安定的な財源の確保に向け、森林環境税(仮称)等の新たな仕組みを検討することに。
- 途上国の森林減少及び劣化に由来する排出の削減等(REDD+)への対応、政府全体の「気候変動の影響への適応計画」(平成27(2015)年11月)等に基づき気候変動への適応にも取り組み。

## 温室効果ガス削減目標(2020年度)における森林吸収源対策の位置付け



- 注1：国内排出量の削減には、基準年排出量からの削減(図中の青色部分)のみならず、基準年以降に経済成長等により増加すると想定される排出量に相当する分の削減も必要となる。
- 注2：基準年以降に経済成長等により増加すると想定される排出量に相当する分の削減を含まない。
- 注3：原子力発電による温室効果ガスの削減効果を含めずに設定した目標。

## (3) 生物多様性に関する国際的な議論

- 森林には陸上の生物種の約8割が生育・生息。生物多様性条約は194か国及び欧州連合(EU)等が締結(平成27(2015)年5月現在)。

## (4) 我が国の国際協力

- 技術協力や資金協力等の二国間協力、国際機関を通じた多国間協力等により、持続可能な森林経営の推進等に貢献。

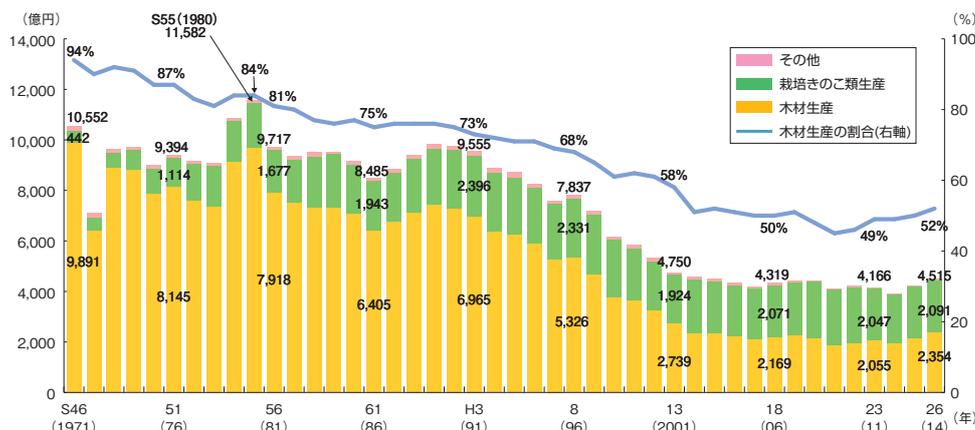
# 第三章 林業と山村

## 1. 林業の動向

### (1) 林業生産の動向

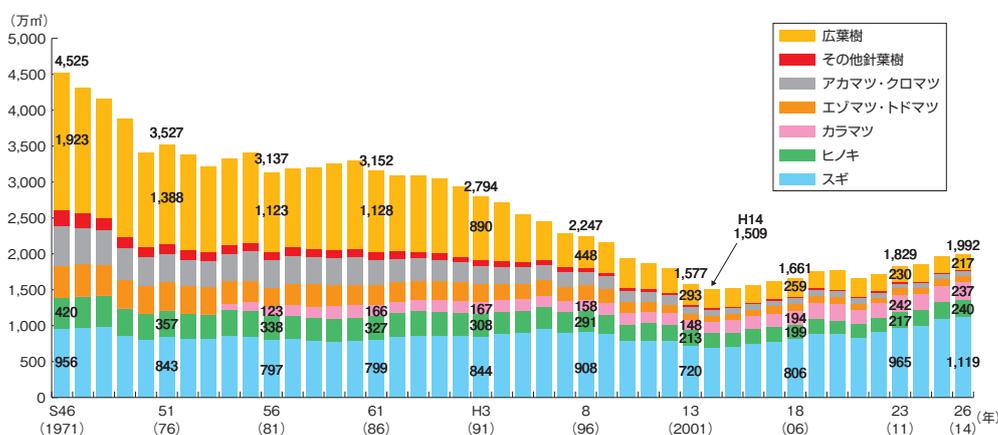
- 林業産出額は、昭和55(1980)年をピークに長期的には減少傾向だが、平成26(2014)年は前年比6%増の4,515億円となり、2年連続で増加。
- 国産材の生産量は平成14(2002)年の1,509万㎡を底に増加し、平成26(2014)年は1,992万㎡。樹種別ではスギが1,119万㎡(56%)、ヒノキが240万㎡(12%)、カラマツが237万㎡(12%)。地域別では東北(25%)、九州(23%)、北海道(17%)等が多い。

林業産出額の推移



資料：農林水産省「生産林業所得統計報告書」

国産材生産量(樹種別)の推移



資料：農林水産省「木材需給報告書」

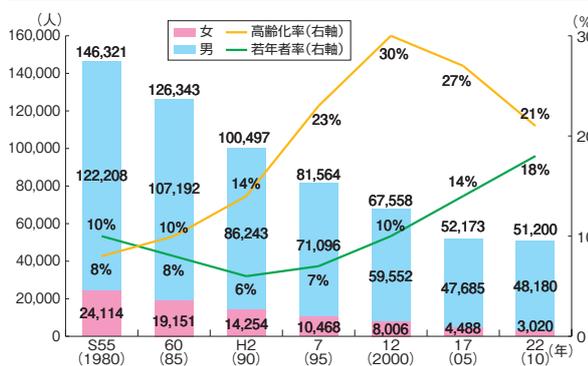
### (2) 林業経営の動向

- 我が国の私有林は、保有山林面積の小さい森林所有者が多数。
- 森林所有者の高齢化が進み、また、不在村者の保有する森林が増加している中で、森林所有者の特定と境界の明確化が課題。森林所有者を把握するための森林の土地所有者届出制度や行政機関における情報共有の制度を整備(平成23(2011)年の「森林法」改正)するとともに、地籍調査を推進。
- 森林組合は、植林・下刈り・間伐等の受託面積の5割以上を占め、森林整備の中心的担い手。民間事業体は、主伐の7割を占め、素材生産の中心的担い手。

### (3) 林業労働力の動向

- 林業従事者数は近年下げ止まりの兆しだが、増加に転ずるまでには至らず(平成22(2010)年は約5万人)。高齢化率(65歳以上)は21%と高い水準。若年者率(35歳未満)は上昇傾向で18%だが、全産業平均(27%)に比べると低い水準。
- 平成15(2003)年度から、林業就業に意欲を有する若者に対して基本的な技術の習得を支援する「緑の雇用」事業を実施。平成26(2014)年度までに同事業活用による新規就業者は約1万5千人。同事業開始以降、林業への新規就業者数は大幅に増加し、平成23(2011)年度以降、3千人前後で推移。
- また、高度な知識と技術・技能を有する林業労働者の段階的かつ体系的な育成を推進。
- 林業の労働災害発生率は依然として高水準であり、安全な労働環境の整備が課題。

林業従事者数の推移



資料：総務省「国勢調査」

現場技能者として林業へ新規に就業した者(新規就業者)の推移

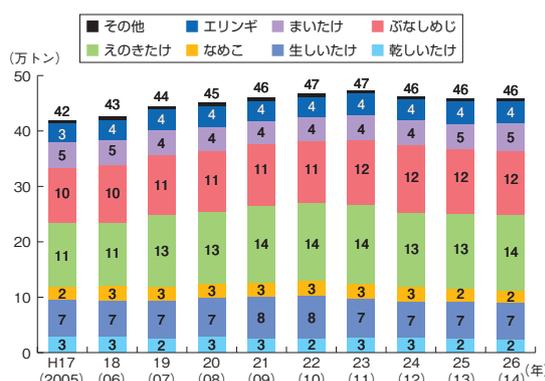


資料：林野庁ホームページ

## 2. 特用林産物の動向

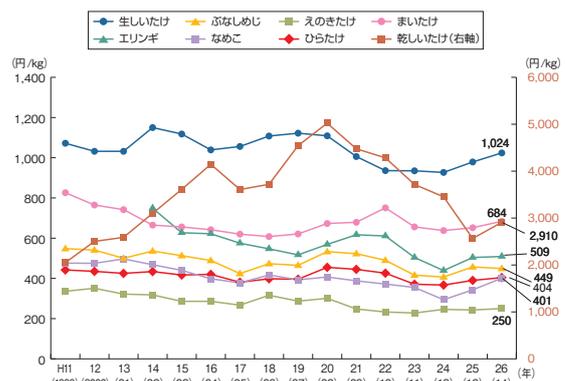
- 特用林産物の生産額(平成26(2014)年は2,723億円)の9割近くがきのこ類。きのこ類の生産量は平成23(2011)年以降は減少傾向(平成26(2014)年は前年と同量の45.8万トン)。きのこ生産者戸数も減少傾向。
- きのこ類の価格は、平成26(2014)年は全体的に上昇し、下落傾向から回復の兆し。乾しいたけは前年比から13%増。きのこ類の消費拡大・安定供給等に向けた取組を支援。
- 薪の生産量は平成19(2007)年以降増加傾向(平成26(2014)年は5.3万<sup>3</sup>m)。木炭の生産量は長期的に減少傾向(同2.8万トン)。竹材(竹紙等の原料)の生産量は平成22(2010)年以降増加。このほか、山菜、薬草、漆等も生産。

きのこ類生産量の推移



資料：林野庁「特用林産基礎資料」

きのこ類の価格の推移



資料：林野庁「特用林産基礎資料」

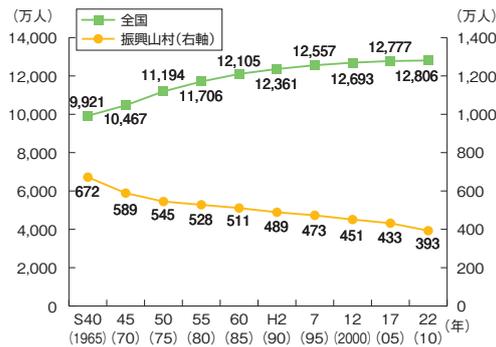
### 3. 山村の動向

#### (1) 山村の現状

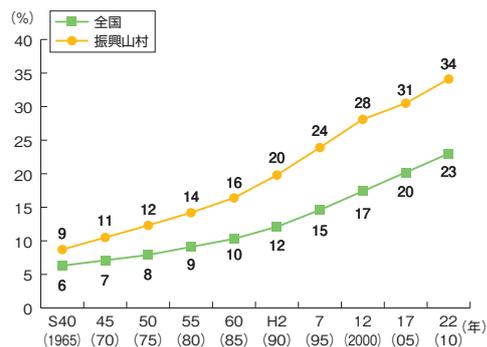
- 山村は、住民が林業を営む場であり、森林の多面的機能の発揮に重要な役割。「山村振興法」に基づく振興山村は国土面積の5割、林野面積の6割を占めるが、過疎化・高齢化が進行し、里山林等が荒廃。
- 一方、山村には豊富な森林資源・水資源、美しい景観、伝統・文化等があり、都市住民の関心も高まり。

#### 振興山村の人口及び高齢化率の推移

【人口の推移】



【高齢化率(65歳以上の人口比率)の推移】



資料：総務省「国勢調査」、農林水産省「山村基礎調査」

#### (2) 山村の活性化

- 「まち・ひと・しごと創生総合戦略(2015改訂版)」(平成27(2015)年12月)等においては、林業の成長産業化が地方創生の基本目標達成のための施策の一つとして位置付け。
- 平成27(2015)年3月には山村振興対策の充実を図るため「山村振興法」を延長・改正。振興山村を対象に、薪炭・山菜など地域資源の活用等を通じた山村の雇用・所得の増大に向けた取組を支援する「山村活性化支援交付金」を創設。
- 自伐林家を含む地域住民による里山林の保全管理や森林資源利用等の取組を支援。また、農林漁業体験、森林浴、森林環境教育等による都市との交流を推進。
- 自ら伐採等の施業を行う「自伐林家」が、近年、地域の林業の担い手として、特に地域活性化の観点から注目。このような林家等により、「木の駅プロジェクト」の取組が全国各地で実施。

#### 《事例》 地域資源を活かした地域活性化の取組

埼玉県秩父市の菓子製造業者の団体では、秩父の山々に自生するカエデ類の樹液の採取やシロップの製



造等に取り組み。「森を育てて、お菓子を創る」をスローガンに、スギ・ヒノキの間伐跡地へのカエデ類の植栽にも取り組み。

#### 「木の駅プロジェクト」

林家等が自ら間伐を行って、軽トラック等で間伐材を搬出し、地域住民やNPO等から成る実行委員会が地域通貨で買い取って、チップ原料やバイオマス燃料等として販売する取組。

都道府県	市町村数	プロジェクト数	登録人数
岐阜県	3市	5	117
島根県	5市町	5	234
愛知県	4市町	4	138
岡山県	2市	2	35
長野県	2町村	2	36
その他14県	14市町村	14	497
計	30市町村	32	1,057

- 注1：その他14県は、秋田県、山形県、茨城県、栃木県、埼玉県、石川県、山梨県、滋賀県、京都府、兵庫県、鳥取県、広島県、高知県、熊本県。  
 注2：登録者数等のデータが確認できるもののみ。(平成28(2016)年2月現在)

## 第IV章 木材産業と木材利用

### 1. 木材需給の動向

#### (1) 世界の木材需給の動向

- 世界の木材消費量は2008年秋以降減少したが、2010年以降は再び増加傾向。
- 北米では針葉樹製材の消費が回復傾向。欧州では針葉樹製材の輸出が増加傾向。ロシアでは、以前と比べて産業用丸太の輸出が減少。中国では、産業用丸太の輸入と合板等の輸出が増加。
- 平成27(2015)年10月にはTPP交渉が大筋合意され、林産物では、輸入額が多い国や、輸入額の伸びが著しい国からの合板・製材に対して、16年目までの長期の関税撤廃期間とセーフガードを措置。違法に伐採された木材の貿易に対する規律についても合意。

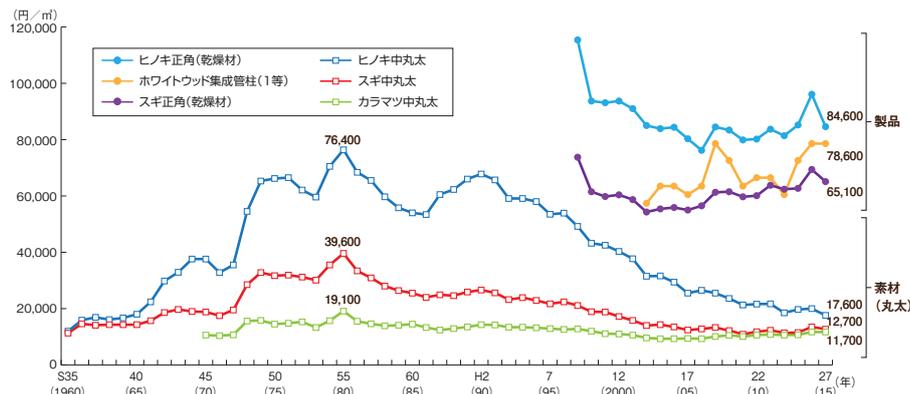
#### (2) 我が国の木材需給の動向

- 木材需要量は、平成21(2009)年を底にやや持ち直しているものの、平成20(2008)年の水準には達しておらず、平成26(2014)年には7,580万 $\text{m}^3$ (丸太換算、以下同じ)。
- 国産材供給量は、平成14(2002)年を底に増加傾向で推移し、平成26(2014)年には2,365万 $\text{m}^3$ 。
- 木材輸入量は、平成8(1996)年をピークに減少傾向で推移し、平成26(2014)年には5,215万 $\text{m}^3$ 。
- 木材自給率は、平成14(2002)年を底に回復傾向で、平成26(2014)年には31.2%。

#### (3) 木材価格の動向

- 平成27(2015)年の国産材の素材価格は、新設住宅着工戸数の減少に伴い、スギ、ヒノキで下落。
- 平成27(2015)年の国産材の製材品価格は、素材価格と同様に下落。木材チップ価格は上昇。

我が国の木材価格の推移



資料：農林水産省「木材需給報告書」、「木材価格」

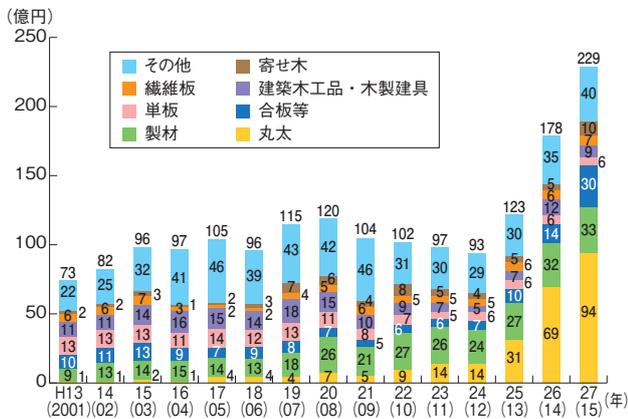
#### (4) 違法伐採対策

- 我が国は、「違法に伐採された木材は使用しない」という基本的な考え方にに基づき、適正に生産された木材を利用する取組を推進。
- 「グリーン購入法基本方針」に基づき、政府調達の対象を合法性が証明された木材(合法木材)とするとともに、民間企業、一般消費者に合法木材の使用を普及啓発。
- 海外では、米国、EU、オーストラリアにおいて違法伐採対策に関する法律・規則が施行済み。

## (5) 木材輸出対策

- 平成27(2015)年の木材輸出額は前年比29%増の229億円。今後は製品での輸出が課題。
- 木造軸組モデル住宅の建築やセミナーの開催、住宅展示会への出展を通じて、国産材の製品輸出を推進。中国の木造建築基準の改定作業へも参加。

### 我が国の木材輸出額の推移



資料：財務省「貿易統計」

### 《事例》 輸出先のニーズを踏まえた高品質木材製品の輸出

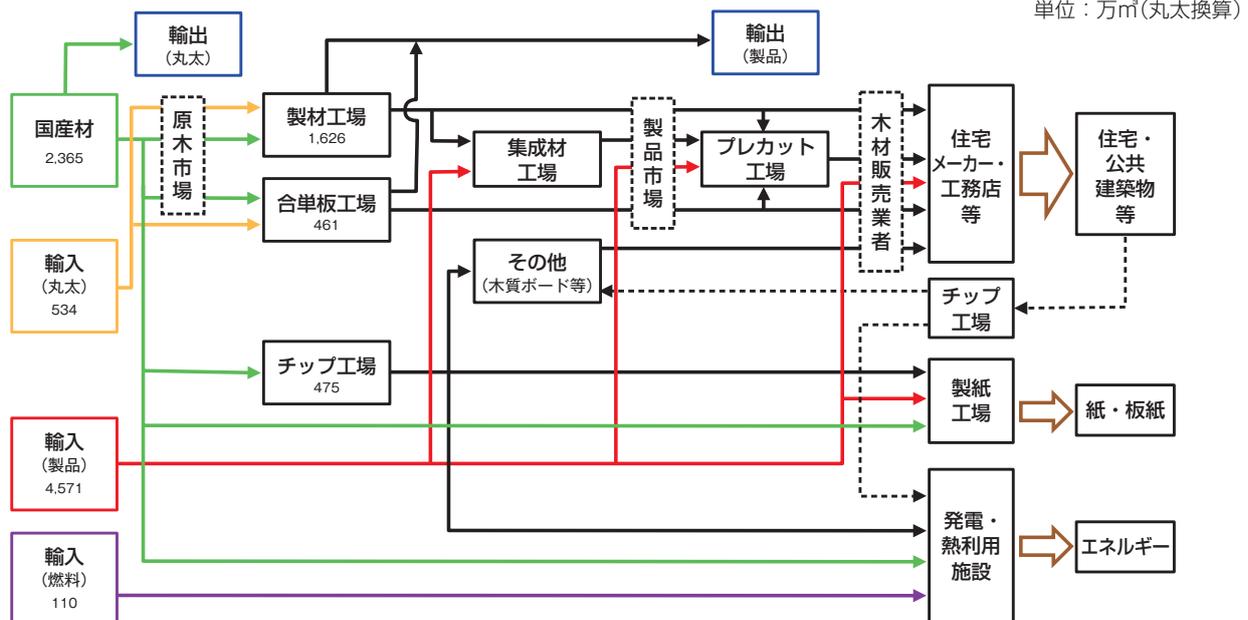
宮崎県では、集成材メーカーとプレカット企業が連携し、韓国の伝統的木造住宅「韓屋(ハノク)」等向けに県産スギ材を輸出。プレカットによる韓屋等の建設は工期も短く、数年が経過しても割れが生じないなど高い評価。



## 2. 木材産業の動向

- 木材産業は、林業によって生産される原木を様々な木材製品に加工し、消費者・実需者のニーズに応じて木材製品を供給。
- 品質・性能、価格や供給の安定性の面において競争力のある木材製品を供給できる体制を構築することが課題。木材製品の安定的・効率的な供給体制の構築に向けて、木材加工・流通施設の整備等に対して支援。

### 木材加工・流通の概観



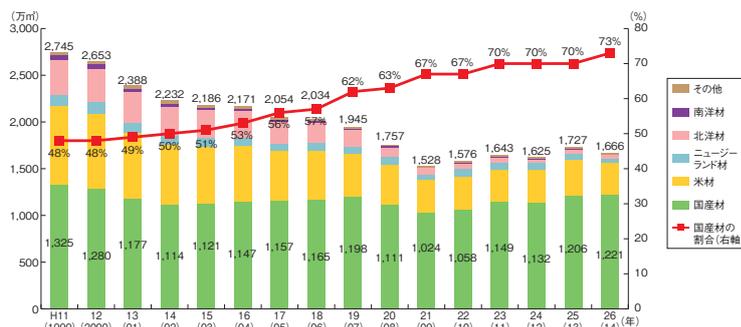
注1：主な加工・流通について図示。また、図中の数値は平成26(2014)年の数値で、統計上明らかなものを記載している。

注2：市場や木材販売業者(木材問屋、材木店、建材店)を通過する矢印にはこれらを経由しない木材の流通も含まれる。また、その他の矢印には木材販売業者が介在する場合が含まれる。

資料：林野庁「平成26年木材需給表」

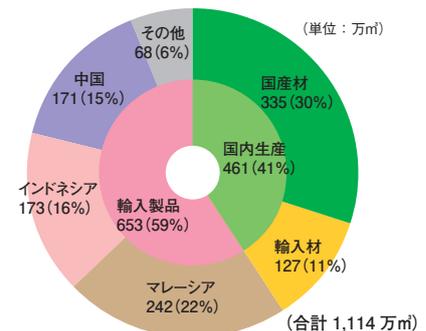
- 製材業では、出荷量は減少傾向。素材入荷量の7割が国産材。大規模工場に生産が集中する傾向。JAS(日本農林規格)製品、乾燥材等の品質・性能の確かな製品の供給が必要。
- 集成材製造業では、国産材の利用量が徐々に増加しているものの供給量に占める割合は16%。
- 合板製造業では、素材入荷量に占める国産材の割合は7割まで上昇。輸入製品を含む合板用材全体に占める国産材の割合は30%。
- 木材チップ製造業では、原料のほとんどが国産材である一方、輸入木材チップを含む木材チップ消費量全体に占める国産木材チップの割合は3分の1程度。
- プレカット加工業については、木造軸組構法におけるプレカット材利用率が9割まで拡大。プレカット工場では、材料を輸入材から国産材に転換する動きも。

### 国内の製材工場における素材入荷量と国産材の割合



資料：農林水産省「木材需給報告書」、「木材統計」

### 合板の供給量の状況(平成26(2014)年)



資料：農林水産省「木材統計」、財務省「貿易統計」

- 新たな製品・技術として、CLT(直交集成板)や木造の耐火建築物等のための木質耐火部材等の開発・普及に取り組み。
- 木質バイオマスのマテリアル利用として、新たな素材への活用が期待されるセルロースナノファイバーの研究開発等へ支援。

#### 《事例》 「CLTパネル工法」による宿泊施設が完成



平成28(2016)年2月、長崎県佐世保市のテーマパーク内に、「CLTパネル工法」による木造2階建ての宿泊施設3棟が完成。客室内部は2面の壁をCLTの現しに。

#### 《事例》 2時間耐火の木質耐火部材を使用した建物が完成



平成28(2016)年3月、京都府京都市に2時間耐火の木質耐火部材を使用した木造4階建ての建物が竣工。構造材には京都府産のスギ・ヒノキ材を100%使用。

## 3. 木材利用の動向

### (1) 木材利用の意義と普及

- 木材利用は、快適で健康的な住環境等の形成に寄与するだけでなく、地球温暖化の防止、森林の多面的機能の持続的発揮や地域経済の活性化にも貢献。
- 一般消費者を対象に木材利用の意義を普及啓発する「木づかい運動」を展開しており、平成27(2015)年度には、木材に関する製品や取組を表彰するウッドデザイン賞を創設。子どもから大人までが木の良さや利用の意義を学ぶ「木育」も推進。

## (2)住宅分野における木材利用

- 我が国における木材需要の約4割、国産材需要の過半が建築用材。新設住宅着工戸数の約半分は木造。住宅建築の横架材における国産材製品や技術の開発が重要。
- 関係事業者が連携して地域で流通する木材を利用した家づくり(「顔の見える木材での家づくり」)を推進。木材利用に向けた設計者等の人材の育成も支援。

## (3)公共建築物等における木材利用

- 法律に基づき公共建築物等における木材の利用を促進。平成27(2015)年末までに、全ての都道府県と1,741市町村のうち86%に当たる1,496市町村が、木材利用の方針を策定。平成26(2014)年度に国が整備した公共建築物で、積極的に木造化を促進するとされた100棟のうち木造は32棟。また、内装等の木質化を行った建築物は172棟。
- 学校の木造化や都市部における木材利用のほか、コンクリート型枠用合板など土木分野における木材利用も推進。

### 《事例》 国内最大級の木造ホールを持つ文化会館が完成

山形県南陽市では、新しい文化会館を木造で建設。約1,400人を収容可能なメインホールの構造部には地元産のスギを活用した木質耐火部材を使用し、1時間耐火構造に。



### 《事例》 地元の木材と技術を活かして校舎を建設

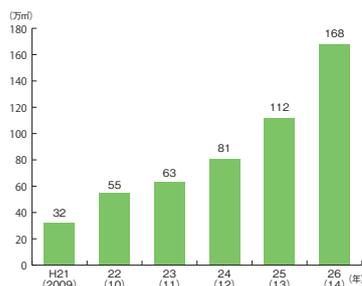
栃木県鹿沼市では、市立小学校を地元産のスギ等を使用した木造(一部鉄骨造)2階建て新校舎に建替え。地元の財産区から木材の提供を受けるほか、伐採から製材・加工・建設まで地元の業者が携わるなど、地元の木材と技術力を活用。



## (4)木質バイオマスのエネルギー利用

- エネルギー源として利用されている木質バイオマスは工場残材、建設発生木材、間伐材等。間伐材等由来の木質バイオマスの利用量は増加。
- 近年、公共施設、一般家庭、施設園芸等において、木質バイオマスを燃料とするボイラーやストーブの導入が進み、木質ペレットの生産量も増加傾向。
- 再生可能エネルギーの固定価格買取制度を活用した木質バイオマス発電施設が各地で稼働。地域経済への効果が期待される一方、木質バイオマスの安定供給の確保等が課題。

### エネルギー源として利用された間伐材等由来の木質バイオマス量の推移



資料：林野庁木材利用課調べ。

### 再生可能エネルギーの固定価格買取制度の新規認定を受けた木質バイオマス発電設備(未利用木質)

	設備認定済		稼働している設備の発電容量合計(kW)
		うち稼働中	
箇所数(全国)	56	20	125,141

注：平成27(2015)年10月末の数値。  
資料：固定価格買取制度情報公開用ウェブサイトより林野庁作成。

# 第V章 国有林野の管理経営

## 1. 国有林野の役割

### (1) 国有林野の分布と役割

- 国有林野(758万ha)は、我が国の国土面積の約2割、森林面積の約3割。奥地脊梁山<sup>りょう</sup>地や水源地域に広く分布し、国土の保全、水源の涵養<sup>かん</sup>等の公益的機能を発揮。
- 多様な生態系を有する国有林野は、生物多様性の保全を図る上でも重要。我が国の世界自然遺産(知床、白神山<sup>しらかみ</sup>地、小笠原諸島、屋久島)の陸域の95%は国有林野。

### (2) 国有林野の管理経営の基本方針

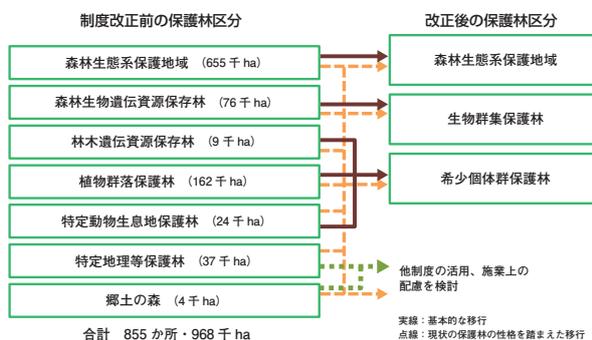
- 国有林野は重要な国民共通の財産であり、「国有林野事業」として一元的に管理経営。
- 国有林野事業では、平成25(2013)年度の一般会計化等を踏まえ、公益重視の管理経営を一層推進するとともに、森林・林業再生への貢献等に向けた取組を推進。

## 2. 国有林野事業の具体的取組

### (1) 公益重視の管理経営の一層の推進

- 個々の国有林野を重視すべき機能に応じて区分し管理経営(「山地災害防止」「自然維持」「森林空間利用」「快適環境形成」「水源涵養」の5つのタイプ)。
- 国有林野の90%は「水源かん養保安林」等の保安林。国民の安心・安全確保のため、治山事業により荒廃地復旧や保安林整備を推進。また、民有林でも災害復旧を実施。
- 森林吸収源対策としての間伐等の森林整備、治山事業等における木材利用等を推進。
- 生物多様性の保全を図るため、「保護林」や「緑の回廊」を設定し、保護・管理。保護林制度を平成27(2015)年9月に改正。また、シカ等の鳥獣被害への対策等を実施。
- 「公益的機能維持増進協定」により、国有林に隣接介在する民有林を一体的に整備・保全(平成26(2014)年度末現在で7件(172ha)の協定を締結)。

#### 《コラム》 保護林制度の改正の概要



平成27(2015)年9月の保護林制度の改正では、森林生態系や個体群の持続性に着目した分かりやすく効果的な保護林区分の導入、森林生態系を「復元」する考え方の導入、簡素で効率的な管理体制の再構築等を行った。

注：保護林の箇所数及び面積は、平成27(2015)年4月1日現在のデータ。

#### 《事例》 治山事業における木材利用の推進

木材利用の推進のため、宗谷森林管理署では、平成27(2015)年度に治山事業においてトドマツ間伐材のコンクリート型枠用合板を268枚使用。



#### 《事例》 囲いわなによるエゾシカの捕獲

根釧東部森林管理署では、エゾシカによる農林業被害を減少させるため、国有林において捕獲を実施。囲いわなを使用し、効果的に捕獲。実施前には住民説明会も開催。



## (2) 森林・林業の再生への貢献

- 国有林野が有する多様なフィールドを活用し、コンテナ苗の活用や伐採・造林の一貫作業など、林業の低コスト化等に向けた技術を実証・普及。また、林業事業者や森林総合監理士(フォレスター)等の人材を育成。
- 「森林共同施業団地」の設定により、民有林と連携した路網整備、森林施業等を推進。
- 製材・合板工場等と協定を締結し、国有林材を安定供給する「システム販売」を推進(平成26(2014)年度には国有林からの素材販売量の57%)。

### 《事例》 早生樹の試験植栽やセミナーを実施



成長が早く材質が硬いセンダンは、家具材等として需要が見込まれ、造林樹種としての活用に期待。近畿中国森林管理局は大学と共同で、管内の国有林においてセンダンを試験植栽。産学官共同で早生樹に関するセミナーも実施。

### 《事例》 民有林と連携したシステム販売で輸出向け原木を供給

関東森林管理局は、群馬県内の森林組合と連携し、県内の業者との間で、中国への輸出向け原木2,600m<sup>3</sup>を「システム販売」で供給する協定を締結。供給された原木が中国へ輸出された。



## (3) 「国民の森林」<sup>もり</sup>としての管理経営等

- 森林環境教育や森林づくり等に取り組む多様な主体に対して、「遊々の森」<sup>ゆうゆう</sup>、「ふれあいの森」、「木の文化を支える森」、「法人の森林」を設定し、フィールドを提供。また、地域の関係者や自然保護団体等と連携した「モデルプロジェクト」を実施。
- 地方公共団体や地元住民等に対して国有林野の貸付け等を実施。また、「レクリエーションの森」(自然休養林など6種類)を設定し、地元関係者と連携して管理運営。
- 東日本大震災からの復旧・復興に向け、海岸防災林の再生、国有林野の除染等に取り組むほか、除去土壌等の仮置場用地を提供。

### 《事例》 教員を対象とした森林環境教育セミナー



箕面森林ふれあい推進センターでは、森林環境教育の推進のため、関係者と連携して、箕面市内の教員を対象にセミナーを実施し、森林環境教育についての講義や間伐体験を行った。

### 《事例》 共用林野を活用した地域振興の取組



山形森林管理署最上支署は、平成27(2015)年3月に、最上町と地域の関係者による協議会との間で、全国で初めて木質バイオマスエネルギーの供給を目的とした共用林野契約を締結。協議会は今後、この共用林野の広葉樹を活用した熱源供給を予定。

## 第Ⅵ章 東日本大震災からの復興

### 1. 復興に向けた森林・林業・木材産業の取組

#### (1) 森林等の被害と復旧状況

- 東日本大震災により、15県で林地荒廃、治山・林道施設の被害等が発生。そのうち災害復旧等事業により実施する箇所的大部分が工事に着手済みで、約9割の工事が完了。
- 被災した木材加工・流通施設(全国115か所)について、廃棄・復旧・整備等を支援し、98か所が操業を再開済み。林業生産や木材製品の生産は、おおむね震災前の水準まで回復。

#### (2) 海岸防災林の復旧・再生

- 東日本大震災の津波により、6県にわたる総延長約140kmの海岸防災林が被災。被災状況や地域の実情、地域の生態系保全の必要性に応じた再生方法を考慮しながら、海岸防災林の復旧・再生に取り組み、おおむね10年間での復旧完了を目標。
- 帰還困難区域等を除き、約114kmで復旧工事に着手済み(うち約38kmで工事完了)。
- 植栽・保育に当たっては地域住民や企業、NPO等も参加。事業の進捗に合わせ、苗木が計画的に確保されるよう苗木増産に取り組み。

##### 《事例》 地域の住民参加による海岸防災林の復旧・再生の取組



岩手県上閉伊郡大槌町では、津波で被災した海岸防災林約0.4km(約0.6ha)について生育基盤を復旧。平成27(2015)年7月には生育基盤復旧の完了を記念して植樹祭を実施し、地元の小学生を含む地域住民など55人が参加。

##### 《事例》 海岸防災林の再生に向けた苗木増産



被災した海岸防災林の再生のため、マツノザイセンチュウ抵抗性クロマツ苗木の安定供給が必要となる中、宮城県では農林種苗農業協同組合が中心となり苗木増産に取り組み。

#### (3) 復興への木材の活用と森林・林業の貢献

- 応急仮設住宅の4分の1以上(約1万5千戸)を木造で建設。災害公営住宅(構造判明戸数)の2割以上(約7千戸)を木造で建設又は建設予定。
- 被災者の住宅再建に向けた「地域型復興住宅」を提案する取組や土木分野の復旧・復興事業に地域の木材等を活用する取組も進捗。
- 地震と津波により発生した大量の災害廃棄物のうち、木質系災害廃棄物は木質ボードの原料やボイラー燃料、発電等に利用。福島県会津若松市・岩手県宮古市・宮城県気仙沼市では、未利用間伐材等を燃料とするバイオマス発電施設が稼働。

### 《事例》 地域型復興住宅の供給とマッチングの取組

岩手県、宮城県、福島県では、「地域型復興住宅推進協議会」が地域型復興住宅の供給と「地域型復興住宅マッチングサポート制度」を実施。建築主に、希望条件に合う工務店・設計者等を紹介するほか、労働力や建築資材の不足が生じた工務店に、対応可能な他の工務店等を紹介。



## 2. 原子力災害からの復興

### (1) 森林の放射性物質対策

- 国や市町村が行う森林の除染は、「住居等近隣の森林」を優先して、落葉等の除去を実施。ほだ場やキャンプ場等の「利用者や作業者が日常的に立ち入る森林」についても、適切に実施する方針。
- 「除染特別地域」では環境省が、「汚染状況重点調査地域」では市町村(民有林)・林野庁(国有林)が除染を実施中。
- 森林内の放射性物質に関する調査・研究等を実施。汚染状況重点調査地域等において、間伐等の森林整備と放射性物質対策を一体的に推進する実証事業、避難指示解除準備区域等において、林業の再生や適正な森林管理のための実証事業を実施。
- 平成28(2016)年3月には、「福島森林・林業の再生のための関係省庁プロジェクトチーム」が「福島森林・林業の再生に向けた総合的な取組」をとりまとめ。

### (2) 安全な林産物の供給

- 食品中の放射性物質の基準値(一般食品は100Bq/kg)に基づき、特用林産物23品目に出荷制限(平成28(2016)年1月現在)。
- 「放射性物質低減のための原木きのこ栽培管理に関するガイドライン」に基づき栽培管理を行い、基準値を超えるきのこが生産されないと判断された場合に出荷制限を解除。きのこ等の生産継続・再開に向けて支援。また、野生のきのこ・山菜等の出荷制限の解除も進みつつある状況。
- 福島県産きのこ原木の減少に対応し、原木の安定供給に向けて需給のマッチング等を推進。

### 《事例》 きのこの産地再生に向けた販路拡大の取組

平成27(2015)年7月に、福島県産のきのこの県外への販路拡大に向け、大阪府大阪市で「福島県きのこ復興まつり in 大阪」が開催。きのこの展示及び収穫体験等を行い、福島県で生産されるきのこについての正確な情報を発信。



### (3) 樹皮やほだ木等の廃棄物の処理

- 燃料や堆肥等に利用されていた樹皮(バーク)は、放射性物質の影響により製材工場等に一部滞留したが、廃棄物処理場での処理を支援し滞留量が減少。同様に使用できなくなったほだ木等の処理も必要。

### (4) 損害の賠償

- 林業関係では、避難指示等に伴う事業への支障や原木しいたけの減収等に関する損害賠償が実施。平成26(2014)年9月からは避難指示区域内の森林に係る財物賠償の請求受付、平成27(2015)年3月からは避難指示区域以外の福島県内の立木についても財物賠償の請求受付が実施。

# ○ 平成28年度 森林及び林業施策 概要

## 概説

森林の有する多面的機能の発揮及び林業の持続的かつ健全な発展を図ることの重要性等を踏まえ、森林・林業基本計画等に基づき、所要の財政措置等を講じながら、各種施策に取り組む。

## I 森林の有する多面的機能の発揮に関する施策

### (面的まとまりをもった森林経営の確立)

- 地域主導で市町村森林整備計画の作成を進めるとともに、適切な森林施業を確保するため伐採及び伐採後の造林の届出制度の適正な運用等を図る。
- 林道や森林作業道が適切に組み合わされた路網の整備等を推進する。
- 森林資源のモニタリングを引き続き実施するとともに、森林簿情報の都道府県と市町村等との間での共有化、森林所有者情報や境界情報の行政機関の間や内部での共有等を推進する。

### (多様で健全な森林への誘導)

- 長伐期林、育成複層林、広葉樹林等多様で健全な森林への誘導を推進するとともに、原始的な森林生態系、希少な生物の生育地又は生息地等の保全及び管理等の推進により森林における生物多様性の保全を図る。
- 種穂の生産拡大に対する支援や新たな品種の開発、コンテナ苗生産施設等の整備、コンテナ苗生産の技術研修等に対する支援により、多様な森林整備に資する優良種苗の確保を図る。
- 立地条件が悪く、自助努力によっては適切な整備が図られない森林等について、水源林造成事業や治山事業等の公的主体による整備を推進する。
- 花粉症対策苗木の生産体制の整備や花粉の少ない森林への転換など花粉発生源対策を推進する。

### (地球温暖化防止策及び適応策の推進)

- 温室効果ガス削減目標の達成に向け、森林吸収量を確保できるよう、間伐等の森林の適正な整備や保安林等の適切な管理及び保全、木材及び木質バイオマスの利用拡大等の森林吸収源対策を推進する。
- 森林吸収量を算定し報告する義務があるため、土地利用変化量や伐採木材製品の炭素蓄積変化量等、必要な基礎データの収集等を行う。また、気候変動に関する国際的な枠組みづくりに参画し、貢献するとともに、途上国の森林劣化の防止に資する技術開発等に対して支援する。
- 集中豪雨等に起因する山地災害への対応、人工林等における影響把握等の研究・技術開発等の地球温暖化の影響に対する適応策を推進する。

### (東日本大震災等の災害からの復旧、国土の保全等の推進)

- 東日本大震災や豪雨等により被災した海岸防災林、治山施設、林道施設等の早期復旧整備を図る。また、保安林の適切な管理の推進を図るとともに、近年、頻発する集中豪雨や地震等による大規模な山地災害の発生のおそれが高まっていることを踏まえ、効果的かつ効率的な治山対策を推進する。
- 松くい虫等の森林病虫害防除対策等を総合的かつ効率的に実施するとともに、野生鳥獣の生息動向に応じた効果的な森林被害対策を推進する。

### (森林・林業の再生に向けた研究・技術の開発及び普及)

- 森林・林業・木材産業分野の研究・技術開発戦略等を踏まえ、産学官連携を図りつつ、研究・技術開発を効率的かつ効果的に推進する。
- 東京電力福島第一原子力発電所事故による森林の汚染実態の把握のための調査及び解析、森林施業等による放射性物質の拡散防止・低減等技術の検証及び開発、木材製品の安全証明体制の構築等を推進する。
- 国と都道府県が協同して効率的かつ効果的な林業普及指導事業を推進する。

### (森林を支える山村の振興)

- きのこと生産に必要な資材の安定供給、新たな需要の創出を通じた特用林産物の消費拡大等を図るとともに、東日本大震災の被災地等でのきのこと等の生産再開等に対する支援、放射性物質の影響に対応した安全な特用林産物の供給確保のための支援等を推進する。
- 木質バイオマス利活用施設の整備等により里山林など山村固有の未利用資源を活用するとともに、山村振興対策、過疎地域対策等を推進する。

### (国民参加の森林づくりと森林の多様な利用の推進)

- 多様な主体による森林づくり活動を促進するとともに、森林体験等の森林環境教育や里山林の再生等、森林の多様な利用を推進する。

### (国際的な協調及び貢献)

- 国際対話に積極的に参画するほか、開発途上国の森林保全等のための調査及び技術開発や、独立行政法人国際協力機構（JICA）等を通じた開発途上国等に対する協力を行う。また、合法木材の普及拡大等により違法伐採対策を推進する。

## II 林業の持続的かつ健全な発展に関する施策

### (望ましい林業構造の確立)

- 効率的かつ安定的な林業経営の育成、施業集約化、低コストで効率的な作業システムの普及等を推進する。

### (人材の育成及び確保等)

- 「緑の雇用」事業等を通じた現場技能者の育成を進めるとともに、森林施業プランナーや森林総合監理士(フォレスター)の育成のための研修等を行う。

### (林業災害による損失の補填)

- 国立研究開発法人森林総合研究所が行う森林保険の普及に努める。

## III 林産物の供給及び利用の確保に関する施策

### (効率的な加工・流通体制の整備)

- 木材加工流通施設、木質バイオマス関連施設、苗木生産施設等の整備に対する支援や、需給情報の共有化、民有林と国有林の連携により、国産材の安定供給体制を整備するとともに、品質及び性能の確かな製品の加工・流通体制を整備する。また、森林認証制度の普及を図る。

### (木材利用の拡大)

- 「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に基づき、国自らが率先して木材利用を推進するとともに、低コストでの木造公共建築物の整備に対する支援等を行う。
- CLT強度データ等の収集や耐火部材の開発、CLT等を活用した建築技術の実用化に向けた実証、国産材CLTの生産体制の整備の推進等とともに、土木分野等における木材利用を促進する。また、未利用間伐材等の木質バイオマスの利用を促進するための取組や木材輸出拡大に向けた取組への支援等を推進する。

### (東日本大震災からの復興に向けた木材等の活用)

- 地域で流通する木材を活用した木造復興住宅を普及するとともに、被災地域における木質バイオマス関連施設の整備を推進する。

### (消費者等の理解の醸成)

- 「木づかい運動」などの普及啓発活動の実施や、「ウッドデザイン賞(新・木づかい顕彰)」の支援を行うとともに、木育指導者の養成など効果的な木育の推進を図る。

## IV 国有林野の管理及び経営に関する施策

### (公益重視の管理経営の一層の推進)

- 「国有林野の管理経営に関する法律」等に基づき、健全な森林の整備、森林の適切な保全管理、林産物の供給、国有林野の活用等を推進する。

### (森林・林業再生に向けた国有林の貢献)

- 低コストで効率的な作業システムの普及及び定着、森林共同施業団地の設定による民有林と連携した施業、市町村を技術面で支援する人材の育成等を推進する。

## V 団体の再編整備に関する施策

- 森林組合が施業集約化、合意形成及び森林経営計画の作成を最優先の業務として取り組むことを推進するとともに、経営基盤や業務執行体制の強化に向けた指導等を行う。